

林業経営継承の新たな可能性：「自伐林業の旅シリーズ」から見てきたこと

佐藤，宣子
九州大学大学院農学研究院：教授

<https://hdl.handle.net/2324/6757888>

出版情報：林経協季報 杣径. 59, pp.7-11, 2020-12. Forest Management Association of Japan
バージョン：
権利関係：



林業経営継承の新たな可能性 ～「自伐林業の旅シリーズ」から見てきたこと～

九州大学大学院農学研究院 教授 佐藤宣子

はじめに

林業経営者協会会員の皆さまにおかれましては、2020年はどうのような年だったでしょうか。新型コロナウイルス禍は木材消費の減少による森林経営への影響だけではなく、生活面でも様々な困難をもたらしています。いつ収束するかが予想できない中で、不安が募ります。加えて、気候変動の影響で2017年から4年連続で特別警報が発動されるなど、各地で豪雨や台風災害が発生しています。読者の皆さまの中にも被災された方もいらっしゃるのではないかと心配しております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

こうした予測が難しい様々なリスクが発生している中で、長いスパンで経営していかなければならないのが林業経営です。近年、戦後の造林木が伐期を迎えつつある中で、林業経営という言葉自体が素材生産業の意味で使われることが多くなってきました。しかし、素材生産量の増加を支えているのは、植林や保育に労働力や資金を投入してきた山林を所有する林業経営者の存在です。

林業経営継承の困難化

しかし、所有者の手取りとなる立木価格の低迷は、経済的に林業経営の持続を困難化するとともに、代々林業を営んできた林業経営者にとって次の世代にどのように経営を継承するかが大きな問題となっています。近年、ご高齢の森林所有者をお訪ねすると「息子から山林は相続前に処分しておいてくれと言われている」、「立木だけではなく土地もいっしょに売りたい」という言葉をよく聞きます。実際、林業が活発な九州では、素材生産事業体や原木市場、製材会社等が林地を購入・集積しています。

購入された森林は主伐対象地であるため、災害原因となるような荒い伐採になるのではないかと、主伐後の再造林がなされるか、またその後の保育はだれが担うのかなどを心配する声も多数聞かれます。これまで苦勞されてきた森林所有者に報いるような新たな経営継承の可能性はないでしょうか？著者が近年、自伐（型）林業に注目している理由の一つは持続的な林業経営継承のあり方を探りたいということです。

そこで、本稿では、林業経営継承の新たな可能性について論じてみたいと思います。林業の月刊専門誌である『現代林業』の2016年9月から2019年12月号まで40回にわたり「自伐林業の旅」を担当し、全国17カ所、200人以上の方にインタビューを行ないました。2020年7月には記事を再編集して、全国林業改良普及協会から書籍を刊行しましたので、そちらも是非参考にしてください。

い⁽¹⁾。本稿では経営継承という点から同書で記載した内容について紹介します。

自伐（型）林業の意味と広がり

自伐（型）林業とは、1970年代から普及した林内作業車を活用して自家山林において間伐と搬出を主に自家労働力で行う自伐林家だけではなく、2010年代になって広まっている自伐型林業を加えた言葉として用いています。自伐型林業とは、「山林所有の有無、あるいは所有規模にこだわらずに、森林の経営や管理、施業を自ら（山林所有者や地域）が行う、自立・自営型の林業」⁽²⁾とされています。つまり、自伐林家が主に自家保有の山林を対象としたものであったのに対して、「自伐型林業」は他者の山林（私有林、共有林などの集落管理の山林、自治体有林など）であっても長期にわたって管理や施業を委ねてもらうような関係を築くことで、素材生産や森林づくりを行うことを意味します。

2014年には自伐型林業を推進するNPO法人持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会（以下、自伐協）が設立され、2020年11月現在、50以上の地方自治体が自伐型林業の支援を予算化するに至っています⁽³⁾。

自伐林家と自伐型林業を合わせた自伐（型）林業は、施業の特徴としては小規模林業であり、長伐期多間伐による森林づくりを目指す場合が多く、主伐であっても小規模皆伐であるという点は共通しています。用いる機械は林内作業車や2tまたは軽トラック、3tのバックホーなどで初期投資が少ないのが特徴です。また、自伐協の研修では、伐倒だけではなく作業道作りの研修が重視されており、幅員の狭い大橋式作業道を高密度に敷設し、災害に強い壊れない道作りが目指されています。

超高齢化社会の見られる新たな経営継承

さて、本稿主題の経営継承のあり方についてです。私有林では林地所有権までを含めた経営を親から子へ、子から孫へという直系家族内で継承されることが当たり前とされ、脈々と継承されてきました。しかし、「自伐林業の旅」における林家の世代継承には近年様々なタイプが存在することがわかりました。

継承のパターンを示したのが図1です。自伐林業を3つの世代にわけて考察しました。まずは、自伐第1世代（大正時代～昭和1桁生まれ）で戦後の拡大造林を担った世代で、1970年代から間伐も自営で実施した場合が多い世代です。次に、その子ども世代の第2世代、団塊の世代を含む現在50歳代後半～70歳代前半の世代です。オイルショック後のUターン者、近年、定年後に自伐林業を始めた方もいらっしゃるかもしれません。最後に第3世代で20～40歳代です。ここに第2世代の子弟だけではなく、いわゆる移住Iターン者が含まれます。

経営継承の手法として、次の3点は新しい動きとして大変興味深いものでした。

第1に、第1世代から第3世代の孫世代への継承が見られたことです。都市から孫が移住して林業を継承していました。都市で生まれ育った若者の移住なので、Iターンと把握されがちですが、小さな時から夏休み等に祖父母のところにきていた孫が継承する、農業経営でも「孫ターン」や「Vターン」として注目されています⁽⁴⁾。明治期までのように平均寿命が短く、「母親が死亡するのは末子がようやく15歳になるかならない頃」⁽⁵⁾には子どもへの継承が必須だった家業を一代飛び越しても継承が可能になっています。長生きすれば、曾孫の顔も見ることができるとの超高齢化社会になった現代だからこそその継承パターンだと思いました。子どもに対してだと何かと衝突する場合でも、孫だと許せる、孫の方も素直に祖父母に接することができるという話も伺いました。

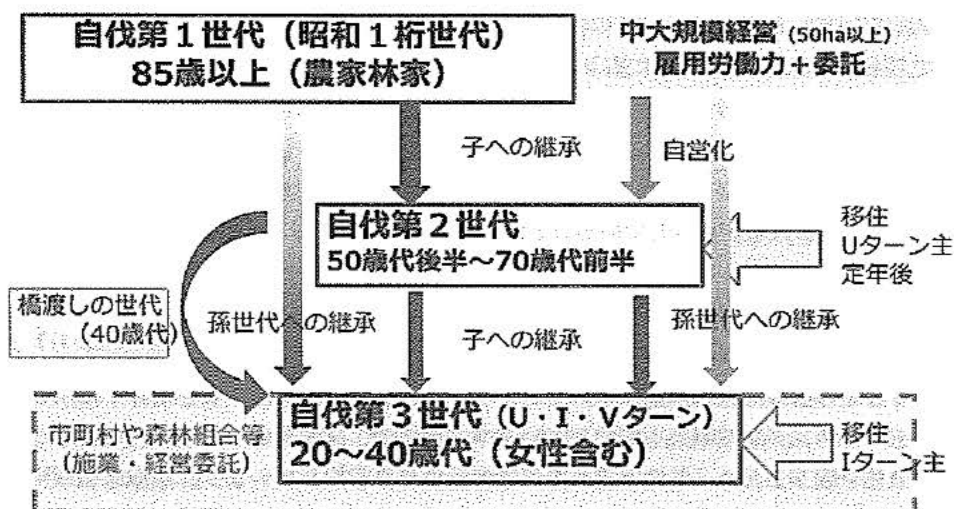


図1 自伐（型）林業の世代論
～現代高齢化社会における経営継承の流れ～
資料：参考文献（1）415頁の図を一部修正して作成

第2に、前の世代では雇用労働力や施業委託を行っていた中・大規模な森林所有者の中に、世代交代とともに自家労働力を中心とした自伐林家となった継承です。前述したように、立木価格の低迷が長く続かなかで、雇用労働者を抱えることが困難になっているという経済的な背景もあります。しかし、後ろ向きの経営選択ではなく、自然に直接働きかけ、森の変化を楽しむといった仕事の充実感を語る姿が印象的でした。

第3に、血縁関係がなく、山林を所有しないUターン者やIターン者に経営を委せる所有者が増加していることです。「自伐の旅」で訪問した17地域全てで、20歳代～40歳代のU・Iターン者で自伐型林業を開始、または希望する若者の姿をみることができました。都市から農山村への「田園回帰」といわれる現象は2000年代頃から注目され、2011年の東日本大震災によって大きな流れとなっています。総務省の「地域おこし協力隊」制度が後押ししています。また、新型コロナウイルス禍の中で、東京から転出する傾向も強まっています⁽⁶⁾。そうした移住者の中に、地域に定住し、山を確保して自伐（型）林業を志向する若者が存在します。

自伐型林業を志向する若者達の存在

自伐型林業に関する政府統計はありませんので、2019年度九州大学の卒業論文で実施した自伐協のメーリングリスト登録者1,040人を対象としたアンケート結果を紹介します⁽⁷⁾。アンケートはメールで依頼し、Google フォームというネットアンケートで実施し、184件（有効回答17.7%）の回答がありました。

回答者の年齢をみると、20歳代が5.5%、30歳代が17.5%、40歳代が27.3%、50歳代が29.0%、60歳代が15.8%、70歳代以上が4.9%と、50歳未満が過半を占め、30～50歳代が中心です。現在の職業（n=183）をみると、自伐林業6.6%を含む自営業が20.8%、林業関係勤務が14.2%、農林業以外の勤務が34.4%、地域おこし協力隊が3.8%、退職後で年金が主な収入が6%、その他が20.8%でした。

自伐型林業の取り組み状況（n=182）をみると、「自伐型林業をこれから始めたい、又は検討中」

が104人(57.1%)と最も多く、この内、既に山林を確保しているのは30.5%であり、未確保は69.5%でした。「既に自伐型林業に取り組んでいる」が54人(29.7%)で、この内、施業地については、所有山林での施業が73.6%、公有林での施業が15.1%、私有林での施業が15.1%、施業委託地が22.0%、その他が5.7%でした。「自分でする気はないが賛同している」が13.2%でした。

このように、50歳代以下の年齢層の中に、山林は所有していないが自伐型林業を始めたい、またすでに実践している人々が存在していることが分ります。

森林所有者と自伐型林業者の関係性

「ターンの移住者が「自伐型林業」に参入するためには、森林の管理や施業を委せてもらえるような森林所有者との信頼関係の構築が求められます。自伐型林業を支援する自治体では所有者と自伐型林業者をマッチングする事業を開始しています。例えば、高知県佐川町では、町役場が森林所有者からの山林を取りまとめ、条件を定めて移住者に山林を斡旋しています。鳥取県智頭町では、貸したい所有者と借りたい林業者のマッチングを行う「山林バンク」を町役場が制度化し、条件については当事者同士の話し合いに委ねるなど、自治体の関与度合いは地域林業の歴史(＝所有者の林業への投資)や風土によって異なっています。

しかし、筆者が訪問した事例の中には、自治体の関与なしでも移住者が森林所有者から、予め立木価格を設定せずに山林を委せてもらっている事例が各地で生まれていることがわかりました。例えば、「山菜を採りに行ける作業道を作ってくれば立木価格は要求しない」(福井県福井市)、「風呂の薪をとってきてくれたらよい」(高知県日高村)、「余ったら立木代を支払ってくれたら嬉しいが、将来的にいい山にして欲しい」(岩手県大船渡市)など、金銭的なやりとりではない関係性が構築されている事例もみられました。

高知県四万十市では、自伐型林業者の宮崎聖さん(40歳、写真1)が森林所有者の武石清志さん(69歳)といっしょに間伐・搬出作業を行っていました⁽⁸⁾。林内作業車用に幅員1.5mの作業道を



写真1 6mの長尺材を搬出中の宮崎聖さん(40歳)
写真提供: 宮崎聖さん

宮崎さんが開設し、その後、武石さんと間伐の選木をしながら将来の森林づくりについて話し合い、出来るだけ木材の販売額が高くなるように長尺材を出材しています。販売金額と労働日数、補助金額を詳らかにし、所有者の収入にもなっているそうです。面積や㎡請けで伐採を受託する請負業者では木材単価を上げるインセンティブは働きませんが、この方法だと木材単価をできるだけ上げようとする意欲が増します。将来的にはこの山の管理自体を宮崎さんに委せたいという話も武石さんから伺いました。地域に密着し、森林所有者に寄り添う自伐型林業者の存在は、過疎化する山村集落にとっても貴重な人材です。

新たな「山守」創出の可能性

以上、自伐（型）林業の歴史と経営継承可能性についてフィールド調査結果を基に紹介してきました。

日本全体の素材生産量に占める自伐（型）林業の割合に関しては、政府統計からは十分に捕捉できません。2015年農林業センサスによると、自伐林家（主に自家山林から主に家族労働力で）からの素材生産と指定しうる比率は9%であり、2010年の16%から縮小しています。しかし、素材生産が年間200㎡未満の素材生産者は実査対象でなく、新規の自伐型林業者の多くは含まれていません。実際は統計数値よりも高いと考えられますが、素材生産量という木材生産面だけからみると、1～2割程度にしかありません。

しかし、山村の定住人口の確保、森林利用の多様化、環境に配慮した林業施業、災害リスクの軽減、山村文化の担い手保全といった視点からみると、自伐（型）林業には大きな役割があります。高齢化した森林所有者の身近に信頼できる自伐（型）林業者が存在し、山林を委ねることができれば、林業経営を継承する選択肢が広がります。そこに、現代的な「山守」創出の可能性があり、森林所有者と自伐型林業者の対話は過去の投資に対する経済的な還元ができない場合でも、山林に住む高齢者の生活の質を高めることになります。福祉的役割ともいえます⁽⁹⁾。

山村の地域政策として、さらに林業の担い手としても自伐（型）林業がもっと施策的に位置づけられるべきだと考えます。

注

- (1) 佐藤宣子（2020）『地域の未来・自伐林業で定住化を図る～技術、経営、継承、仕事術を学ぶ旅』全国林業改良普及協会
- (2) 中嶋健造編著（2015）『New 自伐型林業のすすめ』全国林業改良普及協会、2頁
- (3) 自伐協 HP (<https://zibatsu.jp/autonomies/>) 〈2020年11月18日閲覧〉
- (4) 岩元泉（2015）『現代日本家族農業経営論』農林統計出版、124頁
- (5) 鬼頭宏（2000）『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫、238頁
- (6) 中日新聞 LINKED（2020年10月29日）(<https://project-linked.net/covid19/morning-136/>) 〈2020年11月18日閲覧〉
- (7) 曾根里宇（2020）『「自伐型林業」参入者及び参入予定者の実態』（2019年度九州大学提出卒業論文）
- (8) 前掲書（1）389～400頁
- (9) 前掲書（1）352頁